

## 特に遵守の徹底をお願いする重要な項目

### I 豚及びいのししの場合

#### 1 適切な衛生管理区域の設定

病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。

※飼養衛生管理基準第2「衛生管理区域の設定」

#### 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

衛生管理区域以外の区域で使用していた衣服や靴を衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、交換前の衣服及び靴の汚れが交換後の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）とし、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、これらを確実に着用すること。

また、靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。

なお、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域においては、畜舎外の衛生管理区域が病原体に汚染されている可能性が考えられることから、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、畜舎ごとに畜舎専用の衣服及び靴を設置し、使用すること。ここにおいても、交換前の衣服及び靴の汚れが交換後の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）とすること。

※飼養衛生管理基準第3の6「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用」

#### 3 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

衛生管理区域以外の区域で使用していた器具や重機等を、消毒を行わないまま衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、十分な水洗を行い、適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用すること。

また、畜舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

※飼養衛生管理基準第3の4「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒」

飼養衛生管理基準第3の8「他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置」

飼養衛生管理基準第5の14「畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等」

#### 4 他の畜産関係施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立ち入る際の措置

当日に、他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、家畜人工受精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去1週間以内に海外から入国し、または帰国した者については、必要な場合を除き可能な限り、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域においては、山林などで野生いのししの捕獲作業等に従事した者についても、これと同様に扱うこと。

なお、飼養者が自ら海外に渡航する必要がある場合は、「豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理基準遵守の再徹底について（中国からの旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出されたこと及び岐阜県で発生した豚コレラウイルス株の感染試験の結果に伴う措置）」（平成30年11月16日付け30消安第4082号）の1. 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の徹底に留意すること。

※飼養衛生管理基準第3の7「他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置」

#### 5 野生動物等からの病原体の侵入防止

野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の可能性が考えられる地域においては、周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とすること、農場周辺における電柵、ワイヤーメッシュの設置、畜舎における防鳥ネットの設置、畜舎の壁、窓等の破損の修繕など、衛生管理区域への野生動物の侵入を防止すること。畜舎外でのエサこぼしや死体の放置などが無いよう徹底して野生動物をおびき寄せないこと。また、家畜の死体を保管する場合には保管庫等を設置し、その保管場所への野生動物の侵入を防止すること。また、外部からゴミ（食べ残し、野生動物の死骸など）を持ち込むリスクがあることから、犬・猫等の愛がん動物を衛生管理区域内で飼養しないこと。

※飼養衛生管理基準第4「野生動物等からの病原体の侵入防止」

#### 6 食品廃棄物等を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理の徹底

動物由来品を含む食品廃棄物等を原材料とする飼料を豚及びいのししに給与する場合は、以下について留意すること。

(1) 食品循環資源の原材料（食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯（以下「食品残さ」という。））に動物由来品（対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。）が含まれているか確認すること。

(2) 上記(1)を含み、又は含む可能性があるときは、事前に原材料の中心部まで摂氏70度以上で30分間以上又は摂氏80度以上で3分間以上の加熱処理を計測しながら施し記録すること。

(3) 加熱処理について計測した記録については保管すること。

(4) 外部から飼料製品または飼料原料を導入する際には、製品または原料の内容、加熱状態について確認し把握するよう努めること。

※飼養衛生管理基準第3の10「処理済みの飼料の利用」

#### 7 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

飼養する家畜の健康観察を入念に行うとともに、豚コレラ、アフリカ豚コレラ等を疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に届け出ること。

特に豚コレラについては、感染試験では「発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎」が複数の豚で認められているなか、実際の発生事例においては、農場や豚の衛生状態に応じて「発熱、食欲減退」のほか「元気消失、チアノーゼ、流死産」等が見られることから、このような症状が認められた場合には、確実に届け出るよう指導するとともに、家畜保健衛生所においては、当該届出があった場合には、速やかに豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成30年10月31日農林水産大臣公表）第4の5に規定する検査を行うこと。

※飼養衛生管理基準第6の17「特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止」

飼養衛生管理基準第6の19「毎日の健康観察」

#### 8 飼養管理の記録の保管

常時から、飼養する家畜の飼料給与、分娩、出荷、異常の有無、死亡等について記録するとともに、元気消失、食欲減退等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状、体温を記録すること。

※飼養衛生管理基準第8の23(5)飼養する家畜の異状の有無並びに異常がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢

## 特に遵守の徹底をお願いする重要な項目

### Ⅱ 鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

#### 1 適切な衛生管理区域の設定

病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる家きん舎の他に、飼料給与、清掃、家きんの出荷及び死亡家きんの管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。

※飼養衛生管理基準第2「衛生管理区域の設定」

#### 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

衛生管理区域以外の区域で使用していた衣服や靴を衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎ごとの専用の靴を設置し、交換前の衣服及び靴の汚れが交換後の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）

とし、衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者は、これらを確実に着用すること。

また、靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。

※飼養衛生管理基準第3の6「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用」

#### 3 家きん舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

衛生管理区域以外の区域で使用していた器具や重機等を、消毒を行わないまま衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、十分な水洗を行い、適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用すること。

また、家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

※飼養衛生管理基準第3の4「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒」

飼養衛生管理基準第3の8「他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置」

飼養衛生管理基準第5の15「家きん舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等」

#### 4 他の畜産関係施設等に立ち上った者の衛生管理区域への立ち上る際の措置

当日に、他の畜産関係施設等に立ち上った者（家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去1週間以内に海外から入国し、または帰国した者については、必要な場合を除き可能な限り、衛生管理区域に立ち上らせないようにすること。

なお、飼養者が自ら海外に渡航する必要がある場合は、「豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理基準遵守の再徹底について（中国からの旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出されたこと及び岐阜県で発生した豚コレラウイルス株の感染試験の結果に伴う措置）」（平成30年11月16日付け30消安第4082号）の1. 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の徹底に留意すること。

※飼養衛生管理基準第3の7「他の畜産関係施設等に立ち上った者等が衛生管理区域に立ち上る際の措置」

#### 5 野生動物等からの病原体の侵入防止

野鳥で鳥インフルエンザが確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の可能性が考えられる地域においては、周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とすること、農場周辺にワイヤーメッシュの設置、家きん舎における防鳥ネットの設置、畜舎の壁、窓等の破損の修繕など、衛生管理区域への野生動物の侵入を防止すること。畜舎外でのエサこぼしや死体の放置

などは無いようにして野生動物をおびき寄せないこと。また、家きんの死体を保管する場合には保管庫等を設置し、その保管場所への野生動物の侵入を防止すること。

※飼養衛生管理基準第4「野生動物等からの病原体の侵入防止」

#### 6 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

飼養する家きんの健康観察を入念に行うとともに、鳥インフルエンザ等を疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に届け出ること。

※飼養衛生管理基準第6の18「特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止」

飼養衛生管理基準第6の20「毎日の健康観察」

#### 7 飼養管理の記録の保管

常時から、飼養する家きんの飼料給与、産卵、出荷、異常の有無、死亡等について記録するとともに、元気消失等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状、体温を記録すること。

※飼養衛生管理基準第8の23（5）飼養する家畜の異状の有無並びに異常がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢

